

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理
(県議会議案「指定管理者の指定について」に対する意見)

生涯学習振興課

1 概 要

平成30年第8回沖縄県議会に知事が提出する議案「指定管理者の指定について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がないことから、平成30年11月19日に、「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

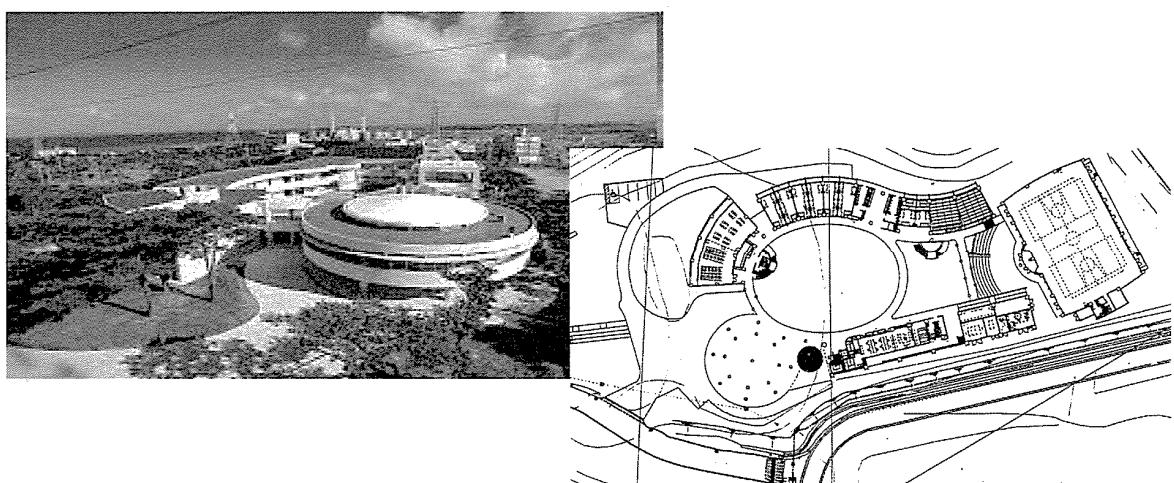
2 「指定管理者の指定について」の概要

- ① 沖縄県立石川青少年の家の管理は、地方自治法第244条の2第6項及び「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条」に基づき、平成23年4月から指定管理者が行っている。
- ② 現指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日に満了することから、平成31年度からの新たな指定管理者の指定を行う必要がある。
- ③ 平成30年10月23日に開催した「沖縄県立青少年の家に係る指定管理者制度運用委員会」の審議の結果、公益社団法人うるま市シルバー人材センターが候補者として選定された。

乙第17号議案

- ・公の施設の名称：沖縄県立石川青少年の家
- ・指定管理者となる団体：うるま市字川崎468番地
　　公益社団法人うるま市シルバー人材センター
- ・指 定 の 期 間：平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【参考】



3 臨時代理する意見の内容

議案「指定管理者の指定について」については、異議がない旨を回答した。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 うるま市字川崎468番地
公益社団法人うるま市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月27日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。